

## 一般事業主行動計画(野町どい眼科)

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年7月1日～2026年6月30日までの5年間

### 2. 内容

目標1:「育児休業規程」、「介護休業規程」、「仕事と妊娠・出産・育児・介護の両立支援ハンドブック」制度の周知を図る。

<対策>

● 2021年7月～

【該当職員】:「職員から妊娠報告を受けた後、産前休業取得前、ママと赤ちゃん面談、育児休業明け復帰後面談」を実施

【全職員】:制度に関する質問等、事務長が直接、LINE、TEL等で受け付け、周知が必要な内容の場合、連絡ノート等でお知らせする

● 2021年度～

事務長:管理職を対象とした研修に積極的に参加

各規程:当院HP等により職員に周知を図る

目標2:2022年6月までに、「育児短時間勤務の拡充」について、職員が希望する場合、現在の対応に加え、勤務短縮可能な日、時間の範囲で、例えば1週間に5時間勤務短縮可能な場合、所定労働時間を1週間で半日短縮する等取得方法を柔軟に拡充する制度を導入する。

<対策>

● 2021年7月～ 職員へのヒアリング、検討開始

● 2022年6月～ 制度の導入、当院HP、連絡ノート等による職員への周知